



通信販売の「定期縛りなし」に注意！



SNSの広告で、お得なダイエットサプリ発見！
「定期縛りなし」だし、試しに買ってみよう♪



「定期縛りなし」という広告を見て「1回限り」と思って注文したところ、
実は定期購入の契約だったという相談が寄せられています。「定期縛りなし」は「1回限り」という意味ではない可能性があります。



県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」
消費者庁消費者教育推進大使

「定期縛りなし」は要注意だケロ！
もしかしたら「解約するまで続く定期購入」の意味かもしれないケロ！

また届いた…
1回だけじゃ
なかったの…



2回目



3回目



注文する際は、「最終確認画面(契約条件が記載されている画面)」で、
定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定(縛り)がないか、
2回目以降の代金や解約の条件を必ず確認しましょう。困った時は、
消費者ホットライン「188(いやや!)」番に相談しましょう。

家屋の「点検商法」にご用心！



突然、訪問してきた業者が、「工事をしないと危険」などと言って修理の契約をさせる「点検商法」の相談が寄せられています。

悪質な業者は点検後に不安をあおり、巧みなトークで契約させようとします！



消費者庁イラスト集より

«こんなトークにご注意を!!»

「近所の工事のご挨拶に来ました」
「無料で点検してあげます」
「このままだと雨漏りしますよ」
「今なら特別に安くしますよ」
「保険金を使って修理できます」

- 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお近くの消費生活相談窓口、または、**『消費者ホットライン188（いやや）番』**に相談してください。

講師が出向きます！「消費生活出前講座」



- 実際のトラブル事例とその対処法をお話しします。町内会、老人クラブ、学校、企業など、どなたでも無料で利用できます。
- 開催時間や講座内容はご希望によって調整可能です。
- 開催予定の1か月前までに下記へお申し込みください。

申し込み・問い合わせは、☎0235-66-5453 までお気軽にお電話ください。



4月・5月の消費生活法律相談日

- 4月 9日（水）
- 5月 14日（水）

午後1時 30 分から
午後3時 30 分まで

弁護士が**無料**でアドバイスします。
相談時間はお一人様**30分**です。
事前予約が必要です。庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

〒997-1392
東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
(山形県庄内総合支庁内)
《相談受付》午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》0235-66-5451

消費者ホットライン188番も
ご利用ください
ホームページはこちらから→

